

祝日取引制度要綱

2023年5月29日現在
株式会社大阪取引所

項目	内容	備考
<p>I 基本的事項</p> <p>1 祝日取引</p> <p>2 祝日取引の対象商品</p> <p>3 祝日取引の参加方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 祝日取引とは、土曜日、日曜日及び1月1日を除く全ての休業日（以下「祝日取引の対象日」という。）のうち、株式会社日本取引所グループ及びその子会社（当社を含む。）におけるシステム稼働等のために当社が必要と判断する日並びにリスク管理の観点から当社が取引を行わないことが適当と判断する日を除外して、当社が定める日（以下「祝日取引実施日」という。）に行う立会をいう。 ・ 祝日取引の対象商品は市場デリバティブ取引の種類ごとに以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> a. 国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引 祝日取引の対象外 b. 金利先物取引 祝日取引の対象外 c. 指数先物取引及び指数オプション取引 祝日取引の対象 d. 商品先物取引及び商品先物オプション取引 祝日取引の対象 e. 有価証券オプション取引 祝日取引の対象外 ・ 祝日取引に参加する取引参加者（以下「祝日取引参加者」という。）は、当社のデリバティブ市場における祝日取引制度への参加についてあらかじめ当社に届出を行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年2月に翌年1年間の祝日取引の実施日（予定）を公表し、6月及び12月の各月において翌年の上半期・下半期の実施日（確定）を公表する。 ・ 祝日取引への参加は取引参加者の任意とする。
<p>II 取引制度</p> <p>1 取引制度全般</p> <p>2 取引日</p> <p>3 限月取引・権利行使価格</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 祝日取引における取引制度（取引時間及び呼値可能時間を含む。）は、原則として平日（祝日取引の対象日を除く。以下同じ。）における取扱いと同様とする。 ・ 祝日取引に係る取引日は、祝日取引実施日直前の平日（以下「祝日前営業日」という。）に開始する夜間立会及び祝日取引実施日直後の平日（以下「祝日翌営業日」という。）の日中立会と同一とする。 ・ 平日における取扱いと同様とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ J-NET取引も行う。 ・ 祝日取引実施日において、フレックス限月取引を設定することは出来ないものとする（ただし、既に設定された銘柄の取引は可能。）。

項目	内容	備考
4 基準値段	<ul style="list-style-type: none"> ・ 祝日取引実施日及び祝日翌営業日における呼値の制限値幅に係る基準値段は、祝日前営業日の夜間立会における基準値段と同一とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 祝日取引実施中に更新は行わない。
5 呼値の種類及び条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、平日における取扱いと同様とする。 ・ 祝日取引に参加しない取引参加者が祝日前営業日までに発注を行った指定期間条件付注文（以下「GTC・GTD注文」という。）は、祝日取引の対象商品であるかどうかにかかわらず、祝日前営業日に開始する夜間立会の終了後から祝日取引開始前までの間に失効し、また、祝日取引参加者のGTC・GTD注文に関しても、祝日取引終了後から祝日翌営業日の日中立会開始前までの間に失効するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 祝日取引実施日以外の休業日においてはこの限りでない。
6 取引の一時中断(サーキット・ブレーカー)・呼値の制限値幅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日における取扱いと同様とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 祝日取引実施中に呼値の制限値幅が拡大された場合における祝日翌営業日の日中立会は、拡大後の値幅により行う。
7 即時約定可能値幅制度に基づく取引の中断時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 祝日取引実施時における即時約定可能値幅制度に基づく取引の中断時間は、原則として 60 秒間（指数オプション取引は 30 秒間）とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日は 30 秒間（指数オプション取引は 15 秒間）
8 ギブアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 祝日取引に係るギブアップ申告（訂正申告含む。）及びテイクアップ申告は、祝日翌営業日以降に受け付けるものとする。 	
9 マーケットメイカー制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、祝日取引もマーケットメイカー制度の対象とする。 	
III 証拠金及び決済	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細については、「先物・オプション取引に係る証拠金及び決済制度の概要」参照。 	
IV 取引高等の公表		
1 全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 祝日取引に係る取引高等は祝日前営業日の夜間立会及び祝日翌営業日の日中立会と同一の取引日として集計・公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 祝日取引のみの取引高や四本値の公表は行わない。
2 投資部門別取引内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 祝日取引も集計の対象とする。 	

以上